

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について

「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 212 号）」が平成 29 年 7 月 28 日、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 85 号）」が本日公布され、平成 29 年 8 月 1 日から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、高額介護（予防）サービス費の見直しを行うもの。

第二 改正の内容

1 月額上限額の引き上げについて

一般区分の世帯（※）に係る自己負担額の一ヶ月の負担上限額について、37,200 円から 44,400 円に引き上げることとする。

（※） 住民税課税世帯かつ、現役並み所得の層（課税所得 145 万円以上の第 1 号被保険者がおり、かつ世帯内の第 1 号被保険者の収入の合計が 520 万円（世帯内の第 1 号被保険者が 1 人のみの場合は 383 万円）以上。以下同じ。）でない世帯。

2 年間の自己負担額の上限額について

1割負担の被保険者のみの世帯（現役並み所得の層を除く。）については、自己負担額の年間（前年の8月1日から7月31日までの間）の合計額に対して446,400円（37,200円×12）の負担上限額を設定することとする（3年間の時限措置）。

また、その際の申請手続の方法等について定める。

第三 施行期日

平成29年8月1日